



自転車マナーアップ強化月間



令和8年5月1日（金）から5月31日（日）までの31日間

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道の左側を通行するのが原則です。自転車が歩道を通行できるのは、次の場合に限られます。

- ・ 自転車歩道通行可の標識や標示が設けられているとき
- ・ 13歳未満の児童・幼児、70歳以上の高齢者、車道通行に支障がある身体障害者等
- ・ 車道を通行することが危険であるとき

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認して通行しましょう。

自転車は、対面する車両用信号に従うのが原則です。

「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合は、その信号機に従って通行しましょう。

3 夜間はライトを点灯



前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夕暮れや夜間、早朝に出かける際は必ずライトを点灯しましょう。

安全性を高めるため、腕や足、カバン等にも反射材用品等を着用しましょう。

4 飲酒運転は禁止



自転車は車の仲間です。

飲酒運転は法律で禁止されていますので、絶対にやめてください。

5 ヘルメットを着用



令和5年4月1日から全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。

自転車を利用する人は、事故による被害を軽減するためにも、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。

ヘルメット 命のお守り 忘れずに



～令和8年4月1日に施行された改正道路交通法～

① 自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）適用



- ・ 16歳以上の自転車運転者による信号無視や一時不停止などの一定の交通違反を対象に交通反則通告制度（青切符）が導入されました。
- ・ 警察官の警告に従わない場合、歩行者や他の車両に危険を及ぼした場合、携帯電話を使用しながらの運転など、悪質・危険な違反に対して検挙を行い、それ以外の場合については指導警告を行います。

② 自転車の右側を車両が通過する場合のルール



- ・ 車両と自転車の間に十分な間隔がない状況で車両が自転車の右側を通行する時、自転車は、できる限り道路の左端に寄って通行しなければなりません。
- ・ 自転車の右側を通過する車両についても、車両と自転車の間に十分な間隔がない状況で自転車の右側を通過する時は、自転車との間隔に応じて安全な速度で進行しなければなりません。

高齢運転者の方、早期予約を！

70歳以上の方(更新期間満了日における年齢)の運転免許証等の更新は、事前に高齢者講習等を受講しておく必要があります。

※ 通知書例

料金後納郵便
規紙

検査・講習通知書

運転免許証等の更新に関する大事なお知らせです。直ちに關して、内容を確認してください。

広島県公安委員会
〒731-0199
広島県広島市南区下町1番1号 広島県運転免許センター
広島県警察本部 交通部 運転免許課(支援係)

予約状況一覧
連絡記号→ X ②
Eメール
Eメール

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/info/pscl/001/ksjpsk/ksn.html>

※・この欄に矢印方向に關してください。

料金後納郵便
規紙

講習通知書

運転免許証等の更新に関する大事なお知らせです。直ちに關して、内容を確認してください。

広島県公安委員会
〒731-0199
広島県広島市南区下町1番1号 広島県運転免許センター
広島県警察本部 交通部 運転免許課(支援係)

予約状況一覧
連絡記号→ Y ②
Eメール
Eメール

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/info/pscl/001/ksjpsk/ksn.html>

※・この欄に矢印方向に關してください。



「検査・講習通知書」や「講習通知書」が届いたら、**すぐに予約**してください。

※ 学生が夏休みとなる時期は、予約を取りにくくなる傾向にあり、自動車学校によっては数か月先まで取れないこともあります。

(認定教育・検査を実施している自動車学校では、料金が異なる場合があります。)